

平成20年4月5日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武
(公印省略)

後期高齢者診療料における施設基準要件について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

今般、診療報酬改定に伴い新設されました後期高齢者診療料につきましては、施設基準の届出要件である「研修」の具体性が提示されていないために、各医師会におきましては、会員の届け出手続きに支障をきたしている現状であります。

研修要件の詳細につきましては、厚生労働省より通知が発出される予定でございますが、どのような形式で通知がなされるかにつきましては、未だ不透明な状況です。

しかし、施設基準の遡及期限が迫っていることから、昨日緊急に社会保険事務局との協議を設けました。その結果、下記研修会いずれかの修了で後期高齢者診療料の届出に必要な研修の要件を満たしたものとすることで合意を得ましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、要件を満たす研修の範囲が広がるよう引き続き交渉中であることを申し上げます。

記

1. 「福岡県かかりつけ医認知症対応力向上研修」(於 福岡県医師会館)
→平成20年3月2日(日)実施
2. 「主治医研修」平成17～19年度
→郡市医師会において各々実施

小郡三井医師会より

担当理事 毛利康茂・名取一幸

会長 丸山 泉

施設基準届出用紙のうち「後期高齢者診療料の施設基準に係る届出書添付書類」用紙の2番目の研修会名を記入するところは、上記1と2の研修会が該当となります。1と2のうちどちらか1回出席がありましたら届出可能です。先生の出席状況は当医師会事務局でわかりますので、お尋ね下さい。